

買出人取扱要領

この要領は、買出人の取扱いについて、高松市中央卸売市場業務条例（昭和 46 年高松市条例第 42 号）第 31 条及び第 32 条の規定により必要な事項を定めることにより、市場における円滑な取引を促進するとともに、市場の秩序を保持することを目的とする。

1 資格要件

買出人として届出を行う者は、買受代金の支払を怠るおそれのない者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 青果物又は水産物の小売業者
- (2) 青果部又は水産物部については、飲食店営業者
- (3) 青果物又は水産物の加工業者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 入場の停止等

市長は、買出人がこの要領又は市場関係諸規程に違反した場合は、市場への入場停止その他必要な措置を行うことができる。

附 則

この要領は、昭和 57 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 61 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。